

# 直接協議スキーム開始までのスケジュール・課題の確認

## その3

平成28年9月29日

ネガワット取引に関する実務者会議 事務局

- 来年4月はシステム改修対応が困難な状況のため、暫定運用で開始する。
- 本格運用を踏まえた「直接協議スキーム開始までに対応すべき実務課題」について、その対応状況などをご確認願う。

スケジュール案は以下の通り、本格運用に向けたシステム改修は現状最短で来年10月を想定。

年度	2016(H28)							2017(H29)					
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	・	9	・	12
ネガワット 実務者会議	●	●	●	○					〔以降、3スキームの開始まで適宜開催〕 確定数量・第3者仲介スキーム				
【掲示板を利用・標準帳票化での暫定運用案】													
標準帳票	帳票案 作成		補助資料 作成						▼年間・月間提出開始				
									▼週間計画開始				
									▼翌日・当日計画開始				
【システム化・BP化での本格運用案（※最短運用開始ケース）】													
システム化		方針調整						要件定義 委託手続き	各社開発	連携 テスト	準備	▼運用 開始	
BP化	XML案 作成		BP案作成・調整			パブ コメ	修正 承認	▼BP 確定	補助資料作成				

業務フロー

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
業務フロー	需要抑制計画の提出について	計画提出の方法	1 資料2	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用開始まで時間が限られる都合、広域機関及び一般送配電事業者のシステム改修が最少となる方法で対応を検討すべきと考える。第1回の実務者会議で以下の通りに方向性を決定した。 (暫定運用) 需要抑制計画(ベースライン+抑制計画)と需要調達計画は別帳票として運用する。 (本格運用) 需要抑制計画と需要調達計画を合わせて1帳票にする。</li> <li>計画の変更期限(断面毎) → 通常の需要・調達計画の期限通り。</li> <li>送電損失分はどう計上するのか。確認・整理する必要がある。</li> </ul>
		計画の提出先	2 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者は広域機関に計画を提出する。広域機関は一般送配電事業者へ計画を送信する。</li> </ul>
		需給監視の計画取得	3 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接協議スキームにおいて、広域機関として需要調達計画に追加で需給監視に必要となる情報は特になし。</li> </ul>
	連系線利用計画の管理	—	4 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定卸供給(ネガワット電力)を用いた連系線利用計画についても、他の利用計画と同様に扱う考えとする。</li> </ul>
	事業者コード等の申請	—	5 資料2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者の事業者コード登録、申請の条件</li> <li>需要抑制計画のコードが新規に必要な場合は広域機関ルールに規定する必要がある。(指針269条)</li> </ul>
	需要抑制計画の授受 (ネガワット事業者 ⇒小売電気事業者)	情報伝送方法 提出タイミング等	6 資料2	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関への変更計画の提出するための、ネガワット事業者と小売電気事業者間のデータ授受方法。 (備考) 通知に用いる様式についてもある程度の標準化のニーズあり。</li> </ul>
	需要抑制実績の提出について	実績提出の方法 / 提出先	7 資料2	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者から小売電気事業者とネガワット事業者双方への具体的な通知方法。 (備考) 需要抑制実績は、ネガワット調整金の算定に使用か。</li> </ul>
	営業時間	—	8 資料2	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関によるBP化、送受信の自動化が実施不可の期間、一般送配電事業者および小売電気事業者双方もシステム化、自動化の対応ができないことから、受付時間を定義するか。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
システム 対応	暫定運用中の 需要抑制計画の ファイル形式	XMLファイル	9 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関で入力支援ツールを開発する。</li> <li>XMLファイル上の各項目の制約条件が、支援ツールからシステムになった時に大きく変わることが無いように、XMLファイルの形式／各項目の使い方・制約などの詳細規定をシステム化前に実施すべき。</li> </ul>
	需要抑制計画の送受信方式 (事業者→広域機関)	暫定運用：掲示板 本格運用：File Upload、 または BP/WEB-API	10 暫定は 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発等の都合、暫定運用期間は掲示板利用とする。開発可能時期により、本格運用ではファイルUploadまたは、BP/WEB-APIに対応していく方向とする。</li> </ul>
	需要抑制計画の送受信方式 (広域機関→一般送配電)	暫定運用：掲示板 本格運用：BP送信	11 暫定は 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発等の都合、暫定運用期間は掲示板利用とする。開発可能時期により、本格運用ではBP送信対応とする。</li> <li>※ システム開発等の都合、来年4月時点でのBP送信対応は困難と考える（p5のスケジュール参照）。</li> </ul>
広域機関 システム 対応	マスター管理機能	<広域機関内の課題> 事業者マスターコード体系の整理（運用と連携）	12 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなコード体系を設定する場合、計画受付機能の改修が必要となる。（改修規模大）</li> </ul>
	整合性チェック (計画内、 計画間の整合確認)	必要性の検討	13 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給状況の正確な監視のため、小売電気事業者の計画とネガワット事業者の調達・販売計画の整合性チェックを行う。</li> <li>需要抑制計画（ベースライン+抑制計画）のチェックはしない。</li> </ul>
	赤紐の付け方	<広域機関内の課題> 自動紐付機能改修	14 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>紐付方法の検討</li> </ul>
広域機関 運用	事業者コード管理	<広域機関内の課題> 事業者コード体系の検討	15 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者のコード体系を規定する必要あり。（新規制定、既存流用）</li> <li>既存のコード体系を流用するよう検討中。</li> </ul>
		<広域機関内の課題> マスター申請・登録方法	16 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者向け説明資料の改定</li> <li>機関内業務マニュアルの改訂</li> <li>申込み様式の策定</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
BP標準	BP内容調整	必要項目等の確認	17 資料3	【暫定運用】・実務者会議にて帳票に必要な情報として、どのような項目があるか確認する。(資料3) 【本格運用】・本格運用に向けてBP化(1ファイル化)を進める。
		標準規格	18	【本格運用】・広域機関で案を作成する。 ・発電計画等BP標準規格に包含するか新規作成するか。
	BP制定	BP案の作成	19	【本格運用】・本実務者会議での意見をもとに広域機関で案を作成する。
		意見募集等	20	【本格運用】 ・実務者会議で関係する利用者の協議及び有識者の意見聴取 + パブリックコメント(広域機関業務規程第187条2項)
	需要抑制実績通知	標準化帳票、BP案および運用方法の検討	21	・計画断面だけではなく、実績の通知についても、将来的なシステム化を視野に入れたフォーマットや提供方法、提供タイミングを検討
スイッチング支援システムの利用法	ルール	業務規程・送配電等業務指針・利用規約・個人情報共同利用ポリシー等	22 資料2 + 次回	・業務フローの詳細化(資料2)。 ・個人情報の共同利用範囲をどうするか、特にネガワット事業者と小売事業者間が課題である。
	事業者登録	ネガワット事業者に求める4要件への対応方法検討	23 資料2	・一般送配電事業者との契約にてネガワット事業者の4要件を確認する(資料2、課題1の対応)。その場合、契約前の時点で、ネガワット事業者はスイッチング支援システムを利用できない。その場合は、需要者が小売事業者経由で情報取得いただくとする。
	ネガワット取引の対象外となる機能の扱い	スイッチング支援システムは機能一部制限ができない	24	・ネガワット事業者が託送異動関係の機能を使用できてしまう。もし誤って使用した場合の対応について、検討が必要。
事業者への説明会	ネガワット取引の具体的な内容と必要なシステム対応等について	説明者の対象設定開催時期	25 次回	・取引の具体的なフローや必要とするシステム準備等を周知し、理解いただく必要がある。(現在、11月上旬～中旬を想定。) <対象> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売電気事業者</li> <li>・ネガワット事業を考えている者</li> </ul>